

建築・開発等の窓口案内【手続・キーワード索引付】

— 横浜市 建築局 情報相談課 —

平成30年4月改訂

この冊子は、横浜市における建築や開発に関連する諸手続の窓口を一覧にしたものです。

手続名及び概要、種別（建築行為・開発行為・その他の行為の別）、対象となる地域と対象行為、窓口の連絡先等を掲載しています。

ご自分の計画が建築行為か開発行為かによって、必要となる手続及び窓口などが概ね把握できるようになっています。

窓口の一覧は組織別に掲載していますが、特定の手続についてお知りになりたい方は、手続のキーワードを集めた「50音索引」からお探しいただくと便利です。

掲載内容について変更等が発生した場合は、順次反映させてまいります。手続の種類が多岐にわたるため必ずしも最新の情報が掲載されているわけではありませんのでご了承ください。

また、別途、「複数課にまたがるよくある質問の窓口案内」もご参照ください。

なお、手続の要否等の詳細につきましては、必ずご自分で所管窓口を確認してください。

※建築や開発に係るご相談窓口の問合せは、建築局情報相談課(045-671-2953,3829)へ。

◆建築局	P 1	◆子ども青少年局	P 23
◆都市整備局	P 8	◆市民局	P 23
◆環境創造局	P 11	◆教育委員会事務局	P 23
◆道路局	P 17	◆水道局	P 23
◆資源循環局	P 18	◆交通局	P 23
◆消防局	P 20	◆各区役所 (一部他局にも記載あり)	P 24
◆経済局	P 21	◆外部機関	P 25
◆健康福祉局	P 21		
◆港湾局	P 22		

50音索引

あ行

アスベスト (吹付アスベスト解体作業時の届出)	P.12	一団地認定	P.4	一般相談	P.1	雨水浸透阻害行為の許可	P.17
屋外広告物設置許可	P.11						

か行

開削工事、トンネル工事	P.12	幹線道路等の集合住宅の騒音	P.13	建設リサイクル法	P.19	工業地域等共同住宅建築指導基	P.21
開発許可	P.3	景観計画区域内の届出	P.11	建築基準条例の許可	P.5	公衆浴場法	P.24
開発事業の調整等に関する条例	P.2	(みなとみらい21新港地区の場合)	P.22	建築基準法の許可・認定	P.5	工場立地法	P.21
開発登録簿の閲覧、写しの交付	P.1	危険物施設の設置	P.20	建築協定	P.9	公道境界調査	P.17
横浜市土地利用総合調整会議	P.7	急傾斜地	P.25	建築計画概要書の閲覧	P.1	国道境界	P.25
確認申請(意匠・構造・設備)	P.6	狭あい道路	P.5	建築物環境配慮制度(CASBEE横浜)	P.4	ごみ集積場所設置基準	P.18
火災予防条例	P.20	近郊緑地特別保全地区	P.15	建築物シックハウス対策ガイドライ	P.24	国有地	P.26
ガス事業法	P.25	掘削・工事排水	P.12	建築物省エネ法	P.4	工業集積地域	P.7
仮設建築物の許可	P.5	クリーニング業法	P.24	建築物の解体工事の届出	P.19		
河川・占用許可・自費工事	P.17	京浜急行沿線近接工事	P.25	建築物の検査	P.6		
仮使用認定	P.7	下水道条例	P.16	高圧線下建築制限	P.25		
環境影響評価	P.13	下水道法(公共下水道)	P.16	興行場法	P.24		

さ行

再生可能エネルギー導入検討	P.11	指定確認検査機関	P.6	住宅宿泊事業法	P.26	森林法(1ha以下の民有林の伐採)	P.15
相模鉄道沿線近接工事	P.25	指定事業所	P.11	住宅用家屋証明	P.1	水路占用許可・自費工事	P.17
JR東日本沿線近接工事	P.25	自転車駐車場附置義務条例	P.21	住居表示	P.23	水路の改廃	P.17
JR東海(東海道新幹線)沿線近接工	P.25	私道の変更・廃止	P.5	浄化槽設置	P.18	生活環境の保全等に関する条例	P.11
市街化調整区域における建築許可	P.3	斜面地における地下室建築物	P.3	消防法	P.20	生産緑地	P.13・14
市街地開発事業施行区域	P.8	集合住宅防音対策	P.13	消防用設備等の設置	P.20	騒音規制法	P.12
市街地環境設計制度	P.4	集合住宅等建設計画届出書	P.23	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱	P.21		
シーサイドライン沿線近接工事	P.25	受水槽施設等	P.24	振動規制法	P.12		

50音索引

た行

大規模建築物の駐車施設(県警)	P.25	地区計画	P.9	道路位置指定	P.5	都市景観協議	P.11
大規模共同住宅の保育施設設置	P.23	中高層建築物条例	P.2	道路占用	P.17	(みなとみらい21新港地区の場合)	P.22
大規模小売店舗	P.21	駐車場条例	P.5	道路台帳等の閲覧	P.17	特別緑地保全地区	P.15
大規模土地取引前の届出	P.7	駐車場法	P.11	道路認定	P.17	都市計画事業地内の許可	P.8
台帳記載証明書	P.1	長期優良住宅建築等計画の認定	P.4	道路の判定(建築基準法)	P.5	都市計画施設内等の許可	P.8
宅地造成	P.3	定期報告(建築物等)	P.7	道路法	P.17	土壌汚染	P.12
ただし書き空地の許可	P.5	低炭素建築物新築等計画の認定	P.4	道路の自費工事申請	P.17	都市緑地法	P.14
地域まちづくり推進条例	P.9	電気事業法	P.25	特定建設作業実施届出	P.12	土地区画整理事業地内の許可	P.8
地域冷暖房推進指針	P.11	電波法	P.25	特定建築物の事前指導・使用開始	P.24		
地下室マンション	P.3	東急東横線近接工事	P.25	特定開発事業温暖化対策計画書	P.26		
地下排水槽	P.16	動物の愛護及び管理に関する法律	P.24	特定都市河川浸水被害対策法	P.17		

な行

農地転用	P.13	農用地利用計画	P.13
------	----------------------	---------	----------------------

は行

排煙、換気等(設備)	P.6	美容師法	P.24	文化財保護条例	P.23
廃棄物・再利用対象物	P.19	風俗営業法	P.25	文化財保護法	P.23
排水設備等	P.16	風致地区	P.4	墓地等の経営、変更許可	P.22
伐採届	P.15	福祉のまちづくり条例	P.3		
バリアフリー法の認定	P.3	(建築物以外)	P.21		

ま行

街づくり協議地区	P.10	緑の環境をつくり育てる条例	P.14	みなと色彩計画	P.22	みなとみらい線沿線近接工事	P.25
----------	----------------------	---------------	----------------------	---------	----------------------	---------------	----------------------

や行

山手地区景観風致保全要綱	P.10	用途地域	P.1	横浜市営地下鉄沿線近接工事	P.23	横浜都心機能誘導地区建築条例	P.7
--------------	----------------------	------	---------------------	---------------	----------------------	----------------	---------------------

ら行

リサイクル法	P.19	緑地の保存等に関する協定	P.15	緑化地域制度	P.14	臨港地区	P.22
旅館業法	P.24	緑化協議	P.14	理容師法	P.24		

わ行

ワンルーム形式集合建築物	P.6
--------------	---------------------

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口			
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話	
建築局	建築・宅地に関する一般 相談・窓口案内		○	○		全域			建築局 情報相談課	②JNビル5階	045- 671-2953	
	建築計画概要書の閲覧	建築計画概要書の閲覧 (コピー可) (S46.1.1 ~)	○			全域	昭和46年1月以降の物件	建築確認後	建築局 情報相談課	②JNビル5階	045- 671-4503	
	住宅用家屋証明書	新築・未使用物件				○	全域			建築局 情報相談課	②JNビル5階	045- 671-4503
		中古物件				○	当該区			各区役所 税務課	各区役所 (各区HPは、横浜市役所トップ ページ画面左の「市の組織」の地 図で区を選んでご覧ください)	
	台帳記載証明書	建築確認申請台帳記載事 項の証明		○			全域			建築局 情報相談課	②JNビル5階	045- 671-4503
		宅地造成工事許可申請台 帳記載事項の証明			○		全域			建築局 情報相談課	②JNビル5階	045- 671-4503
	開発登録簿の閲覧、写し 交付				○		全域	開発許可になった調書(概要)、土地 利用計画図(平面図)の閲覧、写しの 発行		建築局 情報相談課	②JNビル5階	045- 671-4503
用途地域等、都市計画施 設等の都市計画決定線 の位置確認			○	○	○	全域	用途地域等が敷地内でまたがる場 合、都市計画施設が敷地にかかる場 合	計画立案の前	建築局 都市計画課	②JNビル14階	045- 671-3510	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	中高層建築物等の建築計画に担当する事前説明手続き(中高層建築物条例)	・中高層建築物等の建築に伴う紛争防止 ・近隣住民への事前説明(建築計画・解体工事計画)	○			住居系用途地域	高さ10m超、延べ面積1,000㎡超又は特定用途建築物(ホテル・カラオケ・ぱちんこ屋)の建築等	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の概ね50日以上前	建築局 情報相談課	②JNビル5階	045-671-2350
	同上の手続に伴う既存建築物の解体工事計画に担当する事前説明手続き										
	開発事業の調整等に関する条例の手続(横浜市開発事業の調整等に関する条例)	開発事業計画の事前説明等の手続	○	○		全域	①開発行為(市街化区域500㎡以上／市街化調整区域500㎡以上) ②大規模な共同住宅の建築(商業系用途地域200戸以上／その他100戸以上) ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積3,000㎡以上) ④宅地造成(市街化区域500㎡以上／市街化調整区域500㎡以上) ⑤斜面地開発行為(地下室建築物を建築する目的で行う開発行為) ⑥道路位置指定を伴う開発行為(市街化区域500㎡未満)現状尊重型を除く	開発:都市計画法29条 申請前 大規模共住:建築確認申請の前 宅造:申請前 位置指定:工事着手前	②大規模な共同住宅の建築の場合 →建築局 情報相談課	②JNビル5階	情報相談課 045-671-2350
	同上の縦覧、閲覧	開発事業計画台帳の閲覧 開発事業計画書の縦覧	○	○	○	全域		開発事業計画書提出後	建築局 情報相談課	②JNビル5階	045-671-4503
	同上の閲覧	開発事業計画台帳の閲覧 開発事業計画書の閲覧	○	○	○	当該区のみ			各区役所区政推進課	各区役所 (各区HPは、横浜市役所トップページ画面左の「市の組織」から区を選んでご覧ください)	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例の手続き	斜面地における地下室建築物の階数や盛土・緑化の規定等	○	○		全域	都市計画法第29条の許可を要する開発行為で、地下室建築物の建築を目的とするもの(斜面地開発行為)	開発事業調整条例の手続きと並行(同意の前)	市街化区域で500㎡以上の場合 →建築局 宅地審査課	②JNEビル6階	宅地審査課(市街化区域) 【旭・保土ヶ谷・瀬谷・泉・南】 045-671-4516 【港南・磯子・金沢・戸塚・栄】 045-671-4517 【緑・青葉・都筑】 045-671-4515 【鶴見・神奈川・西・中・港北】 045-671-4518 調整区域課(市街化調整区域) 045-671-4521~2
	開発行為の許可手続き	開発行為の許可基準に基づく審査及び指導		○		全域	市街化区域500㎡以上の開発行為(建築等を目的とする土地の区画形質の変更) 市街化調整区域の開発行為	開発事業調整条例の手続き終了後	建築局 宅地審査課 建築局 調整区域課		
	宅地造成行為の許可手続き	宅地造成等に関する許可基準に基づく審査及び指導		○	○	宅地造成工事規制区域	市街化区域の宅地造成行為 市街化調整区域の宅地造成行為	建築確認申請の前	建築局 宅地審査課 建築局 調整区域課		
	市街化調整区域における建築許可等(都市計画法第43条)	市街化調整区域における建築行為の許可		○		市街化調整区域	開発許可を受けた土地以外の土地における建築行為	建築確認申請の前 (敷地面積が3,000㎡以上のものは開発事業調整条例の手続き終了後)	建築局 調整区域課		
	バリアフリー法の認定	建築物等のバリアフリーに関する市長の認定		○	○	全域	特定建築物の建築、修繕又は模様替をする場合(任意)	計画立案の前 (概ね半年から1年以上前)	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		
	横浜市福祉のまちづくり条例に基づく協議(建築物)	建築物に関する事前協議・完了届出		○	○	全域	建築物を建築、増改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は用途変更する場合	建築確認申請の40日(一部30日)以上前	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	建築物省エネに基づく適合性判定・届出(建築物)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定・届出	○		○	全域	届出: 床面積300㎡以上の建築物の新築・増改築 適合性判定: 床面積2000㎡以上の非住宅の新築等	届出:工事着手の21日前 適合性判定:建築確認申請の前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)	②JNビル14階	045-671-4526
	建築物省エネ法の認定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく性能向上計画の認定(容積率特例)	○			全域	認定を受ける建築物	工事着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)	②JNビル14階	045-671-4526
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく基準適合の認定(表示制度)			○	全域	認定を受ける建築物(既存建築物)	工事完了後			
	建築物環境配慮制度(CASBEE横浜)	建築物環境配慮計画の届出	○			全域	床面積2,000㎡以上の建築物 (床面積2,000㎡未満については希望者のみ)	建築確認申請の21日前 (床面積2,000㎡未満については工事着手前)	建築局 建築企画課 (建築環境担当)	②JNビル14階	045-671-4526
	風致地区内行為許可の相談・審査	風致地区における風致維持のための行為許可	○	○	○	風致地区内	・建築物の建築その他の工作物の築造等 ・宅地の造成、土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・土石の類の採取または堆積 ・水面の埋立てまたは干拓 ・建築物等の色彩の変更 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	(建築物) 建築確認申請の前 (開発行為) 都市計画法32条協議時 (その他) 工事の着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)	②JNビル14階	045-671-4526
	長期優良住宅建築等計画の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律による認定	○			全域	認定を受ける建築物	工事着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)	②JNビル14階	045-671-4526
	低炭素建築物新築等計画の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物の認定	○			市街化区域	認定を受ける建築物	工事着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)	②JNビル14階	045-671-4526
	市街地環境設計制度	建築基準法、高度地区及び横浜都心機能誘導地区建築条例の制限を超える許可	○			市街化区域	高さ・容積率及び住宅等の容積率の許可を受ける建築物	建築確認申請の前	建築局 市街地建築課 (市街地担当)	②JNビル5階	045-671-4525
一団地認定・連担建築物設計制度	建築基準法の制限を超える認定	○			市街化区域	認定を受ける建築物	建築確認申請の前	建築局 市街地建築課 (市街地担当)	②JNビル5階	045-671-4525	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	建築基準法の許可・認定	建築基準法に基づく許可・認定(法第43条許可を除く)	○			全域	許可・認定を受ける建築物	建築確認申請の前	建築局 市街地建築課 (市街地担当)	②JNビル5階	045-671-4525
	建築基準条例の許可	建築基準条例に基づく許可(接道規定の許可を除く)	○			全域	許可を受ける建築物	建築確認申請の前	建築局 市街地建築課 (市街地担当)	②JNビル5階	045-671-4525
	建築基準法第43条ただし書の許可		○			全域	建築基準法第43条ただし書の許可を受ける建築物	建築確認申請の前	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)	②JNビル5階	045-671-4510
	建築基準法上の道路の判定・相談		○	○	○	全域	建築物の建築、工作物の築造、開発行為等	計画立案の前	建築局 建築指導課 (指導担当)	②JNビル7階	045-671-4531
	道路位置指定(開発型)	建築基準法第42条第1項5号による道路		○		全域	開発許可対象とならない500㎡未満の土地に限る(市街化区域の場合) *市街化調整区域内については、調整区域課へ確認	開発事業調整条例の手続き終了後	市街化区域の場合 →建築局 宅地審査課 市街化調整区域の場合 →建築局 調整区域課	②JNビル6階	宅地審査課 045-671-4515~8 調整区域課 045-671-4521~2
	道路位置指定(現状尊重型)	建築基準法第42条第1項5号による道路			○	全域		事前審査願要	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)	②JNビル5階	045-671-4510
	建築基準法上の私道の変更・廃止		○	○	○	全域	建築物の建築、工作物の築造、開発行為等	計画立案の前	建築局 建築指導課 (指導担当)	②JNビル7階	045-671-4531
	狭あい道路の整備の促進に関する条例の手続き	狭あい道路整備促進路線に接する敷地における建築確認等の際、事前に協議が必要	○		○	狭あい道路 整備促進路線に接する土地	建築確認申請、都市計画法・建築基準法等の規定に基づく認定又は許可(一部除く)申請を行う場合等 開発の許可を要する場合は適用除外(協議不可)	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の30日以上前	建築局 建築防災課	②JNビル12階	045-671-4544
	仮設建築物の許可	建築基準法第85条仮設建築物の許可	○			全域	建築基準法第85条仮設建築物の許可を受ける建築物	建築確認申請の前	建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担当)	②JNビル7階	・指導担当 045-671-4531 ・意匠担当 045-671-4552
駐車場条例の手続	附置義務駐車場の届出	○			市街化調整区域と1低専、2低専を除く全域	用途地域により一定規模を超えた建築物	建築確認申請の前	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)	②JNビル5階	045-671-4510	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	ワンルーム形式集合建築物指導基準の事前協議、計画書提出		○			全域	専有面積が30㎡以下のワンルーム建築物で階数が2以上、ワンルーム住戸等を10戸以上有する場合	建築確認申請にあわせて	建築局 情報相談課	②JNビル5階	045-671-2953
	建築確認申請(意匠)	建築物の確認申請	○			全域	建築物の建築等	工事着手前(確認申請)	本市に確認申請する場合 →建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担当)	②JNビル7階	・指導担当 045-671-4531 ・意匠担当 045-671-4552
									指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関		
	建築確認申請(構造)・工作物(除:擁壁)の確認申請・検査	建築物の構造に関する確認申請や工作物(擁壁を除く)に関する確認申請・検査	○			全域	建築物の建築等、工作物(擁壁を除く)の築造	・工事着手前(確認申請) ・工事完了時(工作物の完了検査)	本市に確認申請する場合 →建築局 建築指導課 (構造担当)	②JNビル7階	045-671-4536
									指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関		
建築確認申請・検査(設備)	建築物の確認申請・検査(建築設備)	○			全域	建築物の建築等	・工事着手前(確認申請) ・工事完了時(完了検査)	本市に確認申請する場合 →建築局 建築指導課 (設備担当)	②JNビル7階	045-671-4538	
									指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関		
建築物の検査	建築物の検査	○			全域	建築物の検査(中間・完了)	・特定工程到達時(中間検査) ・工事完了時(完了検査)	本市に検査申請する場合 →建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担当、構造担当)	②JNビル7階	・指導担当 045-671-4531 ・意匠担当 045-671-4552 ・構造担当 045-671-4536	
									指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関		

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口			
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話	
建築局	建築物の仮使用認定	使用認定	○			全域	仮使用認定	仮使用前(仮使用認定)	建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担当)	②JNビル7階	・指導担当 045-671-4531 ・意匠担当 045-671-4552	
	横浜都心機能誘導地区建築条例の許可	関内駅及び横浜駅周辺の誘導地区における住宅等の用途を制限	○			全域	許可を受ける建築物	建築確認申請の前	※市街地環境設計制度による緩和 →建築局 市街地建築課 (市街地担当)	③JNビル5階	045-671-4525	
	建築物等の定期報告	建築物等(建築物、建築設備、防火設備、昇降機、遊戯施設)の定期的な調査・点検結果の報告			○	全域	※建築物・建築設備・防火設備 一定規模を超える興行場、集会場、ホテル、旅館、病院、診療所、百貨店、物販店、飲食店、個室ビデオ店、宿泊を伴う福祉施設等の建築物、及びこれに設置されている建築設備、防火設備 ※昇降機・遊戯施設 全て(住戸内等に設置され不特定多数の利用がないもの及び労働安全衛生法で指定するものを除く。)	※建築物、建築設備、防火設備 →建築物の用途ごとに定められた提出年度・時期 ※昇降機、遊戯施設 →毎年検査済証の交付を受けた月	建築局 建築指導課 ※建築物、防火設備 →建築安全担当 ※建築設備、昇降機、遊戯施設 →設備担当	②JNビル7階	・建築安全担当 045-671-4539 ・設備担当 045-671-4538	
	指定確認検査機関の確認報告に係る指導	指定機関が行った建築確認、検査の報告の指導	○			全域				建築局 建築指導課 (指導担当)	②JNビル7階	045-671-4531
	工業集積地域における大規模土地取引前の届出(横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱)	・土地取引契約の6か月前までに売主が届出を行う。 ・届出を受けた横浜市は土地利用に関する助言を行う。			○	工業集積地域	5,000㎡以上の土地の取引契約	契約の6か月前まで		建築局 企画課	②JNビル14階	045-671-3655
	横浜市土地利用総合調整会議(旧:開発調整会議)に関する手続(横浜市土地利用総合調整会議要綱)	・都市づくりの総合かつ効率的な推進のため、土地利用の総合調整が必要な事業について、事業者は計画の初期段階で相談書を提出。 ・届出を受けた横浜市は、土地利用方針等必要な事項について助言を行う。	○	○	○	全域	・市街化区域(工業系用途地域:共同住宅は区域面積0.5ha以上または計画戸数200戸以上、工業系施設は区域面積3ha以上、その他の用途は区域面積0.5ha以上)(工業系用途地域以外:共同住宅は計画戸数200戸以上、共同住宅以外は区域面積3ha以上) ・市街化調整区域(区域面積0.3ha以上) ・都市廃棄物処理施設又は処分地等の立地(規模にかかわらず全て)	土地取引の前、または、横浜市開発事業の調整等に関する条例等の法令に基づく手続の概ね6か月前まで	建築局 企画課	②JNビル14階	045-671-3655	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市 整備 局	都市計画施設の区域 又は市街地開発事業 施行区域内における建 築の許可	事業の円滑な施行を確保 する等のため、建築物の 建築の制限	○			都市計画施 設区域内	全ての建築行為	建築確認申請や 建築基準法等に 基づく許可申請 の前	建築局 都市計画課	②JNビル14階	045- 671-3510
						市街地開発 事業の施行 区域			都市整備局 都心再生課 (都心部エリア)	①市庁舎6階	045-671- 2693,3858
									都市整備局 市街地整備推進課		045-671- 2720,3519,4009
	都市計画事業地内にお ける都市計画事業の施 行の障害となるおそれ がある土地の形質の変 更等の許可(都市計画 法第65条)	事業の円滑な施行を確保 する等のため、建築物の 建築等の行為の制限	○	○	○	都市計画事 業認可区域 内(都市計画 施設)	・建築物その他工作物の新築、改築 及び増築 ・土地の形質の変更 ・移動の容易でない物件の設置又は たい積	(建築物) 建築確認申請や 建築基準法等に 基づく許可申請 の前 (その他) 工事の着手前	建築局 都市計画課	②JNビル14階	045- 671-3510
						市街地再開 発事業区域 内(北仲通り 南地区)			都市整備局 都心再生課 (都心部エリア)	①市役所6階	045- 671-3858
	土地区画整理事業施 行地区内における土地 区画整理事業の施行 の障害となるおそれ がある土地の形質の変 更及び建築物その他工 作物の新築等の許可 (土地区画整理法第76 条)	事業の円滑な施行を確保 する等のため、建築物等 行為の制限	○	○	○	泉ゆめが丘 地区土地 区画整理事業、 新綱島駅周 辺地区土地 区画整理事 業、川和町駅 周辺西地区 土地区画整 理事業、川向 町南耕地地 区土地区画 整理事業区 域内	・建築物その他工作物の新築、 改築及び増築 ・土地の形質の変更 ・移動の容易でない物件の設置 又はたい積	(建築物) 建築基準法に基 づく確認申請や 許可申請の前 (その他) 工事の着手前	都市整備局 市街地整備推進課	①市庁舎6階	045- 671- 2678,3519,3513
	北仲通北地 区土地区画 整理事業区 域内	都市整備局 都心再生課		045- 671-2673							
	金沢八景駅 東口地区土 地区区画整 理事業区域 内	都市整備局 金沢八景駅東口開 発事務所	金沢区泥亀 1-28-2	045- 782-7321							
	二ツ橋北部 土地区画整 理事業区域 内	都市整備局二ツ橋 北部土地区画整理 事務所	瀬谷区二ツ橋 町467-23	045- 363-3110							

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口			
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話	
都市整備局 (一部区役所含む)	建築協定	建築協定運営委員会への 事前協議(建築協定運営 委員会の連絡先の確認)	○	○	○	下記【 】の 建築協定区 域内	・建築行為 ・用途変更 ・敷地分割 等	計画立案の前	—	—	—	
						【下記を除く 地区】			都市整備局 地域まちづくり課	①市庁舎6階	045-671-2667	
						【京浜臨海 部】			都市整備局 都心再生課		045-671-2693	
						【関内・関外 等、新横浜 周辺】			都市整備局 都心再生課		045-671-2673	
				【青葉区】	青葉区区政推進課	青葉区役所	045-978-2217					
	地区計画	地区計画等区域内の行為 の届出・事前相談	地区計画の区域内にお ける建築物等の制限に関 する条例に基づく建築物等 の形態意匠の認定申請	○	○	○	下記【 】の 地区計画区 域内	(届出) ・建築物の建築 ・土地の区画形質の変更等 ・工作物の建設等	(届出) 工事に着手する 日の30日前まで (建築確認申請を 伴う場合、建築確 認申請の前)	—	—	—
							【下記を除く 地区】	都市整備局 地域まちづくり課		①市庁舎6階	045-671-2667	
							【横浜駅周 辺、京浜臨 海部】	都市整備局 都心再生課			045-671-2693	
							【関内・関外、新横浜 駅周辺】	都市整備局 都心再生課			045-671-2673	
							【みなとみらい21地区】	都市整備局 みなとみらい21推 進課			045-671-3516	
							【青葉区】	青葉区区政推進課			青葉区役所	045-978-2217
	【鶴見潮田・ 本町通街並 み誘導地 区】	都市整備局 防災まちづくり推進 課	①市庁舎7階	045-671-3595								
地域まちづくり推進条 例(地域まちづくりプラ ン、地域まちづくりル ール)	地域まちづくり組織への事 前協議	地域まちづくりルールに関 する届出	○	○	○	下記【 】の 認定プラン 又は認定 ルール区 域内	・建築行為 ・開発行為 ・工作物の建設及び設置 ・建築物又は工作物の外観の変更 ・土地又は建築物の用途の変更 ・広告物設置 等	(事前協議) プランは計画立 案の前、ルール は届出の前	—	—	—	
						【下記を除く 地区】			都市整備局 地域まちづくり課	①市役所6階	045-671-2667	
						【関内・関外、新横浜 駅周辺】			都市整備局都心再 生課		045-671-2673	
						【青葉区】			青葉区区政推進課		青葉区役所	045-978-2217
			【旧 いえ・ みちまち改 善事業地 区】	都市整備局 防災まちづくり推進 課	①市庁舎7階	045-671-3595						

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市整備局 (一部区役所含む)	街づくり協議地区	街づくり協議地区内の建築行為等に関する事前協議	○		○	下記【 】の街づくり協議地区内 【下記を除く地区】 【横浜駅周辺】 【関内・関外、新横浜駅周辺】 【みなとみらい21地区】 【青葉区】 【鶴見駅周辺地区、上大岡駅周辺地区、鶴ヶ峰駅北地区、二俣川駅周辺地区、金沢文庫駅周辺地区、綱島駅周辺地区、中山駅周辺地区、大船駅北地区内】	・建築行為 ・広告物設置 等	計画立案の前	—	—	—
									都市整備局 地域まちづくり課 都市整備局 都心再生課 都市整備局 都心再生課 都市整備局 みなとみらい21推進課 青葉区区政推進課	①市庁舎6階 青葉区役所	045-671-2667 045-671-2693 045-671-2673 045-671-3516 045-978-2217
	山手地区景観風致保全要綱の手続	山手地区及び周辺の景観風致の保全、眺望の確保のため、開発行為及び建築行為の指導	○	○	○	保全区域	・建築物、工作物等の新築、増改築 ・建築物の外壁、工作物の構造物の改修、塗装の塗り替え等 ・開発行為及び横浜市宅地開発要綱、開発調整条例の対象行為 ・宅地造成等規制法の許可を必要とする行為 ・飲食店の営業(第3種・第4種風致地区内のみ)	建築確認・許可申請、風致地区内行為許可申請、営業許可申請の前	都市整備局 都心再生課	①市庁舎6階	045-671-2673

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市 整備局	景観計画区域内の届出	景観計画に基づく行為の届出	○	○	○	関内地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・特定照明(ライトアップ)※一部の地域	工事着手の30日前まで	都市整備局 都心再生課	①市庁舎6階	045- 671-2673
						みなとみらい21中央地区	・建築物の新築、増築、外観変更等		都市整備局 みなとみらい21推進課	①市庁舎6階	045- 671-3516
	都市景観協議	地区の景観形成の方針、行為指針に関する事前協議	○	○	○	関内地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等	設計の早い段階(計画立案時)	都市整備局 都心再生課	①市庁舎6階	045- 671-2673
						みなとみらい21中央地区	・屋外広告物の表示等		都市整備局 みなとみらい21推進課	①市庁舎6階	045- 671-3516
	駐車場法の手続	路外駐車場の届出	○	○	○	全域	駐車ます部分の面積が500㎡以上で一般公共の用に供される有料駐車場の設置	①設置届 工事着手前まで ②管理規程届 供用開始後10日以内まで	都市整備局 都市交通課	①市庁舎6階	045- 671-3853
屋外広告物設置許可申請(横浜市屋外広告物条例、同施行規則)	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持するため、屋外広告物の規制	○	○	○	全域	屋外広告物を表示又は設置する場合、許可要。 ただし、自家用広告物の総面積が10㎡以下のものは除く。 (一部地域は5㎡以下)	事前に規制内容が確認されている場合は、設置の1ヶ月前	都市整備局 景観調整課	①市庁舎6階	045- 671-2648～9	
環境 創造局	地域冷暖房推進指針の手続き	地域冷暖房推進地域内で一定規模以上の建築等を行う場合の届出	○	○	○	地域冷暖房推進地域	延べ面積20,000㎡以上の建築物の建築(改築含む)、又は地域冷暖房推進地域を1ha以上含む区域の開発	建築確認申請又は都市計画法第32条の規定に基づく協議開始の前まで	環境創造局 環境エネルギー課	⑥関内中央ビル6階	045- 671-2675
	再生可能エネルギー導入検討報告制度	太陽熱利用・太陽光発電・その他の再生可能エネルギーの導入検討結果の報告	○	○	○	全域	床面積の合計が2,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築	建築確認申請の21日前まで	環境創造局 環境エネルギー課	⑥関内中央ビル6階	045- 671-2675
	条例に定める一定の作業を行う「指定事業所」を設置する場合の許可(横浜市生活環境の保全等に関する条例)	公害防止を目的とした建築物の構造及び施設の制限	○	○	○	全域	建築物の建築・工作物の建設・施設の設置(排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動により公害を生じさせるおそれがある事業所で施行規則で定める作業を行うもの)	工事前	環境創造局 環境管理課	⑥関内中央ビル8階	045- 671-2733

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
環境 創造 局	土壌汚染に関する手続 (土壌汚染対策法、横浜 市生活環境の保全等に 関する条例)	2,000㎡以上の掘削、盛土 工事を行う場合の届出や 土壌調査	○	○	○	全域	・2,000㎡以上の掘削、盛土工事	・2,000㎡以上の 掘削、盛土工事 に着手する日の 30日前まで	環境創造局 水・土壌環境課	⑥関内中央ビ ル8階	045- 671-2494
	土壌汚染に関する手続 (土壌汚染対策法、横 浜市生活環境の保全 等に関する条例)	特定有害物質を使用等し ている事業所を廃止する 場合又は特定有害物質使 用等事業所の敷地内の土 地で掘削、盛土工事を行う 場合の土壌調査や土壌対 策	○	○	○	全域	・特定有害物質を使用等している又 はしていた事業所の廃止 ・特定有害物質を使用等している又 はしていた事業所の敷地内の土地の 掘削、盛土工事	・事業所を廃止し た日から30日以 内 ・掘削、盛土工事 に着手する日の 30日前まで	環境創造局 水・土壌環境課	⑥関内中央ビ ル8階	045- 671-2494
	土壌汚染に関する手続 (土壌汚染対策法、横 浜市生活環境の保全 等に関する条例)	土壌汚染があり区域指定 された土地で工事を行う場 合の拡散防止対策	○	○	○	形質変更時 要届出区 域、条例形 質変更時 要届出区 域	・指定された区域内での工事	・工事に着手する 日の14日前まで	環境創造局 水・土壌環境課	⑥関内中央ビ ル8階	045- 671-2494
	掘削・工事排水に関する 届出(横浜市生活環 境の保全等に関する条 例第105条)	建設工事により発生する 排水を直接公共用水域に 排出する場合の届出	○	○	○	全域	工事排水量が10㎡/日以上 の工事 を行う事業者	工事排水の排出 を開始する30日 前まで	環境創造局 水・土壌環境課	⑥関内中央ビ ル8階	045- 671-2488
	開削工事、トンネル工 事の届出(横浜市生活 環境の保全に関する条 例第114条)	開削工事、トンネル工事 を行う場合の届出	○	○	○	全域	開削工事:掘削深さが地表下4m以 上かつ掘削面積500㎡以上 ・トンネル工事:仕上がり内径1.35m以 上かつ延長100m以上	掘削作業を開始 する日の30日前 まで	環境創造局 水・土壌環境課	⑥関内中央ビ ル8階	045- 671-2494
	特定建設作業実施届 出(騒音規制法、振動 規制法)	特定建設作業(著しい騒 音・振動を発生する作業) を行う場合の届出	○	○	○	工業専用 地 域を除く 地 域	騒音規制法及び振動規制法別表第2 に定める作業	特定建設作業の 開始の日の7日 前まで(届出日、 作業開始日を除 く)	環境創造局 大気・音環境課	⑥関内中央ビ ル8階	045- 671-2485
	吹付けアスベスト等の 解体、除去等の作業に ついての届出	建築物の吹付け石綿や石 綿を含有する断熱材等の 除去等の作業を行なう際 には大気汚染防止法等の 届出が必要	○	○	○	全域	・吹付け石綿 ・石綿を含有する断熱材・保温材・耐 火被覆材 ・石綿含有セメント建材(対象使用面 積積1000㎡以上)、石綿布	・大気汚染防止 法(作業開始の 14日前まで) ・横浜市生活環 境の保全等に関 する条例(作業開 始の7日前まで)	環境創造局 大気・音環境課	⑥関内中央ビ ル8階	045- 671-3843

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
環境 創造 局	環境影響評価手続(横 浜市環境影響評価条 例)	環境影響評価手続	○	○	○	全域	条例施行規則第3条、4条 別表第1 に掲げる対象事業 (大規模な高層建築物の建設、開発 行為等)	計画の立案段階	環境創造局 環境影響評価課	⑥関内中央ビ ル8階	045- 671-2495
	集合住宅等の防音対 策指導		○	○		用地が幹線 道路や鉄道 の敷地境界 から50m以 内にあるも の。	①宅地開発:幹線道路や鉄道沿線に おいて、主に集合住宅を目的とした、 開発面積が0.1ha以上 ②建物:幹線道路や鉄道沿線におい て、●住居系地域、その他の地域→ 建物の高さ:10m以上、4階以上 ●近隣商業地域、商業地域、準工業 地域、工業地域→建物の高さ:15m 以上、5階以上	建築確認申請の 前	環境創造局 大気・音環境課	⑥関内中央ビ ル8階	045- 671-2485
	農地転用の許可申請・ 届出(農地法4条及び5 条)	登記地目あるいは現況が 農地である土地を農地以 外のものに転用するた めの許可申請及び届出	○	○	○	市街化調整 区域 (許可)	登記地目あるいは現況が農地である 土地を住宅建築・資材置場・駐車場 など具体的に農地以外のものに利用 する	事前相談後	中央農業委員会 (鶴見・神奈川・保 土ヶ谷・旭・港北・ 緑・青葉・都筑区管 轄)	都筑区役所4 階(北部農政 事務所内)	045- 948-2475
						市街化区域 (届出)		随時	南西部農業委員会 (西・中・南・港南・ 磯子・金沢・戸塚・ 栄・泉・瀬谷区管 轄)	戸塚区役所8 階(南部農政 事務所内)	045- 866-8495
	農用地利用計画の変 更(農業振興地域の整 備に関する法律)	農業用途以外の土地利用 が最も厳しく規制されて いる農用地で、農家分家 住宅建築等農業用途以外 を目的した行為をする場 合の土地利用計画の変更	○			農業振興地 域内農用地 区域	農家分家住宅の建築等農地転用を 伴う行為等	計画立案の概ね 半年から1年前	環境創造局 北部農政事務所	都筑区役所4 階	045- 948-2478
						環境創造局 南部農政事務所			戸塚区役所8 階	045- 866-8491	
生産緑地地区の買取 申出	市長に対する買取申出	○	○	○	生産緑地地 区	農業従事者の死亡などにより農業の 継続が困難になった場合に行う、市 長に対する買取申出。 市で買い取れず、他の農業者への あっせんも不成立となった場合、申出 から3か月後に開発行為制限が解除 される。	計画立案の前	環境創造局 農政推進課	⑥関内中央ビ ル4階(市庁舎 側入口)	045- 671-2726	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
環境創造局 (一部港湾局を含む)	生産緑地地区内における行為の制限に関する相談	開発行為の禁止区域。但し、公共施設及び農林漁業を営むために必要な施設等の設置にあたっての相談及び許可が可能	○	○		生産緑地地区	1. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2. 土地の形質の変更	計画立案の前	環境創造局 農政推進課	⑥関内中央ビル4階(市庁舎側入口)	045-671-2726
	緑地の保存等に関する協定(緑の環境をつくり育てる条例第8条)	開発審査会提案基準等に伴い、緑地の保存のための協定を締結	○	○	○		開発審査会提案基準による行為など	開発審査会等の前	環境創造局 みどりアップ推進課	⑥関内中央ビル6階	045-671-3946
	建築物の緑化協議(緑の環境をつくり育てる条例第9条)	建築物を建築する際事前に、市長と緑化協議する	○			全域(臨港地区の一部は港湾局)	敷地面積が500㎡以上(例外あり)の建築物の新築・増築	建築確認申請の前に、緑化協議の通知書を取得	環境創造局 みどりアップ推進課	⑥関内中央ビル6階	045-671-3946
						工業港区を除く臨港地区(新港地区)			港湾局 賑わい振興課	産業貿易センタービル5階	045-671-2888
						工業港区を除く臨港地区(新港地区以外)			港湾局 管財第一課	産業貿易センタービル5階	045-671-7083
	緑化地域内の緑化率の制限(都市緑地法)	敷地面積の10%以上の緑化を行う	○			緑化地域(住居系用途地域内)	敷地面積が500㎡以上の建築物の新築・増築	建築確認申請の前に、緑化施設適合証明通知書を取得	環境創造局 みどりアップ推進課	⑥関内中央ビル6階	045-671-3946
	地区計画区域内の緑化率に関する制限(地区計画条例)	建築行為に際して地区計画の規定に定める緑化を行う	○			地区計画区域内	対象となる敷地面積、緑化率は地区計画に規定	建築確認申請の前に、緑化施設適合証明通知書を取得	環境創造局 みどりアップ推進課	⑥関内中央ビル6階	045-671-3946
都市緑地法(緑地協定)の手続	戸建て住宅地を計画する際に、緑地に関する協定を締結し、市長が認可を行う		○	○	全域	土地所有者が、地域の良好な環境の確保のため必要があると認められたとき	開発工事完了1ヶ月前	環境創造局 みどりアップ推進課	⑥関内中央ビル6階	045-671-3447	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
環境創造局（一部区役所（土木事務所）含む）	近郊緑地保全区域内 行為届出(首都圏近郊 緑地保全法)	近郊緑地保全区域内にお ける行為の届出	○	○	○	近郊緑地保 全区域内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該近郊緑地の保全に影響 を及ぼすおそれのある行為で政令で 定めるもの(屋外における土石、廃棄 物又は再生資源の堆積等)	行為の着手前	環境創造局 みどりアップ推進課	⑥関内中央ビ ル6階	045- 671-3946
	伐採届(森林法)	地域森林計画対象民有林 内での伐採行為の届出	○	○	○	地域森林計 画対象民有 林	1ha以下の伐採	伐採を開始する 90日前から30日 前までの間	環境創造局 みどりアップ推進課	⑥関内中央ビ ル6階	045- 671-3946
	特別緑地保全地区内 行為許可(都市緑地 法)	特別緑地保全地区内にお ける行為許可	○	○	○	特別緑地保 全地区内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該緑地の保全に影響を及 ぼすおそれのある行為で政令で定め るもの(屋外における土石、廃棄物又 は再生資源の堆積等)	行為の着手前	環境創造局 みどりアップ推進課	⑥関内中央ビ ル6階	045- 671-3946
	近郊緑地特別保全地 区内行為許可(首都圏 近郊緑地保全法・都市 緑地法)	近郊緑地特別保全地区内 における行為許可	○	○	○	近郊緑地特 別保全地区 内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該緑地の保全に影響を及 ぼすおそれのある行為で政令で定め るもの(屋外における土石、廃棄物又 は再生資源の堆積等)	行為の着手前	環境創造局 みどりアップ推進課	⑥関内中央ビ ル6階	045- 671-3946
	緑地の保全のための制 限が適用される区域内 行為許可(地区計画条 例)	緑地の保全のための制限 が適用される区域内にお ける行為許可	○	○	○	地区計画区 域内で、緑 地の保全の ための制限 が適用され る区域内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該緑地の保全に影響を及 ぼすおそれのある行為で政令で定め るもの(屋外における土石、廃棄物又 は再生資源のたい積等)	行為の着手前	環境創造局 みどりアップ推進課	⑥関内中央ビ ル6階	045- 671-3946

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
環境創造局 (一部区役所(土木事務所)含む)	排水設備等の計画確認申請(下水道条例第4条)		○	○	○	下水道事業認可区域	全ての建築行為	排水設備計画確認の申請時	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html	
	地下排水槽設置についての相談		○			下水道事業認可区域	中・高層建築物等の地下階の汚水を地下排水槽により排出する施設	建築確認申請の前	環境創造局 管路保全課	⑥関内中央ビル7階 045-671-2829	
	公共下水道台帳図の閲覧(下水道法)	横浜市のホームページからも閲覧できます。	○	○	○	全域			環境創造局 管路保全課(全域)	⑥関内中央ビル7階 045-671-2842	
	公共下水道供用開始区域図の閲覧(下水道法)	横浜市のホームページからも閲覧できます。	○	○	○	下水道事業認可区域			各区土木事務所*(所管区のみ)	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧)	
	下水道法 横浜市下水道条例	・公共下水道の機能保全 ・下水処理場から公共用水域への排出基準の遵守	○		○	排水区域(公共下水道により下水を排除できる区域)	・除害施設の設置を行う場合(除害施設:公共下水道を損傷するおそれのある汚水を排出する工場や事業場などが設置するもので、主に特定施設以外から排出された汚水を処理するために必要な施設)	—	環境創造局 水・土壌環境課	⑥関内中央ビル8階 045-671-2835~6	
	雨水・地下水等使用の公共下水道使用開始の届出(横浜市下水道条例)	雨水・地下水等(水道水以外)にかかる公共下水道使用開始届出			○	排水区域(公共下水道により下水を排除できる区域)	雨水・地下水等(水道水以外)を利用し公共下水道へ排出する場合は、水量の計測・認定方法の協議や公共下水道使用開始の届出が必要になります。	工事着手前	環境創造局 経理経営課	⑥関内中央ビル6階 045-671-2826	
	公共下水道一時使用許可申請	工事現場の排水の一時的な公共下水道への放流に関する許可	○	○	○	排水区域(公共下水道により下水を排除できる区域)	土木・建築工事等に伴う湧水、雨水、工事中排水時に、一時的に公共下水道を使用する場合(湧水、雨水はポンプを使用する場合)	放流する1か月前	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html	
	公共下水道付近地掘削届出	公共下水道の付近地での掘さく工事に関する届出	○	○	○	公共下水道管より深く掘削する工事	土木・建築工事等のため公共下水道の付近を掘削する場合	工事着手1か月前	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html	

* 各区土木事務所は現在各区役所に所属しています。

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
道路局 (一部区役所 (土木事務所 (含む)	水路の改廃		○	○	○	全域	横浜市下水道条例に規定する一般下水道の改廃を行う場合	—	道路局 河川管理課	⑥関内中央ビ ル4階	045- 671-2856
	河川・水路占用の許可・自費工事申請(河川法・横浜市下水道条例)	市が管理する河川・水路の占用許可、自費工事に関する許可	○	○	○	市が管理する河川・水路	河川区域内・水路敷地内の占用行為、自費工事	—	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html	
	特定都市河川流域内における雨水浸透阻害行為の許可(特定都市河川浸水被害対策法第9条)	一定規模(1,000㎡)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う場合、雨水貯留浸透施設設置を義務付け	○	○	○	特定都市河川等に指定された区域(一級河川鶴見川水系・二級河川境川水系)	1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更 2. 土地の舗装 3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置 4. ローラー等により土地を締め固める行為	雨水浸透阻害行為を行う前	道路局 河川計画課	⑥関内中央ビ ル4階	045- 671-2898
	道路占用の許可・自費工事申請(道路法)		○	○	○	全域	公道の占用 歩道の切り下げ等の自費工事	—	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html	
	道路認定・廃止手続(道路法)		○	○	○	全域	道路法による道路の認定及び廃止を行う場合	—	道路局 路政課(道路改廃担当)	⑥関内中央ビ ル2階	045- 671-3633,2767
	道路台帳等の閲覧(道路法)	横浜市のホームページからも閲覧できます。	○	○	○	全域		—	道路局 道路調査課 ※各区土木事務所、市ホームページでも可	⑥関内中央ビ ル2階	045- 671-2771,2774, 2790
	境界調査図の閲覧(市境除く)		○	○	○	全域		—	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html	
	自転車駐車場の附置等に関する条例の手続き		○			市街化区域	駐輪需要を発生させる集客施設及び共同住宅を新築又は増築する場合	建築確認申請の前	道路局 交通安全・自転車政策課	⑦横浜関内ビ ル9階	045- 671-3844

* 各区土木事務所は現在各区役所に所属しています。

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
資源 循環 局	ごみ集積場所設置基準 (開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築)	居住する者の利便の向上を図るとともに収集作業の効率性と安全性を確保するため、ごみ集積場所の設置について事前協議を行う		○		全域	開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築	計画立案の前	資源循環局 業務課計画係	④松村ビル6階	045-671-2551
	開発行為に伴うごみ集積場所に関する要綱 http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-keikaku/keikaku/syuseki/yoko-new.pdf								資源循環局 各区収集事務所	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。 (資源循環局収集事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/	
	ごみ集積場所設置基準 (一戸建て住宅及び共同住宅の建築)	居住する者の利便の向上を図るとともに収集作業の効率性と安全性を確保するため、ごみ集積場所の設置について事前協議を行う	○	○	○	全域	一戸建て住宅及び共同住宅の建築	計画立案の前	資源循環局 各区収集事務所	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。 (資源循環局収集事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/	
	浄化槽設置の事前手続き(浄化槽設置に関する事務取扱要綱)(浄化槽指導基準)	・「浄化槽設置計画書」の提出 ・浄化槽の不適正な構造や人槽の設置、排水設備の未整備を防止	○			下水道処理区域外	新築の建築物	建築確認申請の前	資源循環局 一般廃棄物対策課	④松村ビル8階	045-671-2547
既存浄化槽の取扱い(浄化槽指導基準)	既存浄化槽の使用可否について審査	○			下水道処理区域外	増改築の建築物	建築確認申請の前(建築確認申請が不要でも浄化槽の届出内容に変更がある場合は事前相談)	資源循環局 一般廃棄物対策課	④松村ビル8階	045-671-2547	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
資源 循環 局	廃棄物・再利用対象物の保管場所設置届の提出(廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例)	大規模建築物から排出される廃棄物及び再生利用対象物の保管施設についての事前協議及び届出	○			事業の用に供する建築物	・「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する店舗 ・小売店舗の用に供する部分の延べ床面積が500㎡を超え1,000㎡以下の建築物 ・事業用途の延べ床面積の合計が3,000㎡を超える事業所	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の前	資源循環局 一般廃棄物対策課	④松村ビル8階	045-671-3818
	一定規模以上の建設工事等の届出(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法))	建設工事に伴い発生する廃棄物の分別及び再資源化	○	○	○	全域	特定建設資材を用いた(または使用する)次の工事 ①建築物の解体工事は床面積の合計80㎡以上、②建築物の新築・増築工事は床面積の合計500㎡以上、③建築物の修繕・模様替等工事は請負代金の額1億円以上、④建築物以外の工作物の工事(土木工事等)は請負代金の額500万円以上	工事に着手しようとする日の7日前まで	資源循環局 産業廃棄物対策課 (建設リサイクル担当)	④松村ビル8階	045-671-3446,3449
	建築物の解体工事の届出等(建築物の解体工事に係る指導要綱)	建築物の解体工事に伴い発生する廃棄物の分別及び再資源化			○	全域	特定建設資材を用いた建築物の床面積の合計が80㎡未満の解体工事	工事に着手しようとする日の7日前まで	資源循環局 産業廃棄物対策課 (建設リサイクル担当)	④松村ビル8階	045-671-3446,3449
	廃棄物が地下にある土地の形質の変更(廃棄物の処理及び清掃に関する法律・横浜市廃棄物埋立跡地利用に担当する指導要綱)	最終処分場跡地における土地の形質変更の届出	○	○	○	廃棄物が地下にある土地	廃棄物が地下にある土地であって土地の形質の変更を行おうとするもの	着手する日の30日前まで(法のみ) (届出に際し事前協議が必要です)	資源循環局 産業廃棄物対策課 (施設指導担当)	④松村ビル8階	045-671-2515、3415
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則	アスベスト廃棄物の適正処理に関すること			○	全域	(1)特別管理産業廃棄物 (2)石綿含有産業廃棄物(石綿を含有する建設資材の使用面積の合計が1,000㎡以上である工作物の解体等に伴って生じたもの)	当該工作物の解体等に着手する7日前まで	資源循環局 産業廃棄物対策課 (排出指導担当)	④松村ビル8階	045-671-2513,2514

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
消防局	建築物等の新築、増改築、用途変更及び消防用設備等の設置、変更等に関する手続(消防法、火災予防条例)	建築物(防火対象物)の建築、用途変更等に伴う消防設備等の設置及び変更(火災予防条例第78条)	○			全域	・確認申請又は計画通知(階数5以上又は延べ面積3,000㎡を超えるもの) ・火災予防規則第34条に定める消防用設備等を設置する場合 ・確認申請(階数4以下又は延べ面積3,000㎡以下のものうち、火災予防規則第34条に定める消防用設備等を設置する場合)	建築確認申請時	消防局 指導課消防設備担当	保土ヶ谷区総合庁舎5階	045-334-6633~6
		建築物、防火対象物を使用する前に届け出て消防検査を受ける(火災予防条例第73条)	○			全域	・建築物、防火対象物等をそれぞれの用途に使用する場合	使用開始日の7日前まで	各消防署予防課指導担当	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(建築物等の所在地を所管する消防署) http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/18svosyo/	
		消防用設備等を設置及び変更した場合に届け出て検査を受ける(消防法第17条の3の2)	○			全域	・延べ面積300㎡以上の建築物等の消防用設備等 ・特定用途が1階、2階及び避難階以外の階に存し、当該階から階段がーのもの(屋外に設けられる階段等は除く。) ・6項口の建築物等の消防用設備等	消防用設備等の設置に係る工事が完了してから4日以内	各消防署予防課指導担当		
危険物施設の設置等に関する手続(消防法第11条)	設置	設置	○		○	全域	・指定数量の倍数が50以上又は1,000㎡以上の製造所又は一般取扱所 ・指定数量の倍数が150以上又は軒高6m以上の屋内貯蔵所 ・屋外タンク貯蔵所 ・屋内(営業用)、航空機、船舶及び鉄道給油取扱所 ・移送取扱所	工事の着手前	消防局 保安課危険物担当	保土ヶ谷区総合庁舎5階	045-334-6622~5
							・前記以外の危険物施設	工事の着手前	各消防署予防課指導担当	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(建築物等の所在地を所管する消防署) http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/18svosyo/	
	変更	変更	○		○	全域	・指定数量の倍数が100以上の製造所又は一般取扱所 ・特定屋外タンク貯蔵所 ・移送取扱所	工事の着手前	消防局 保安課危険物担当	保土ヶ谷区総合庁舎5階	045-334-6622~5
・前記以外の危険物施設							工事の着手前	各消防署予防課指導担当	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(建築物等の所在地を所管する消防署) http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/18svosyo/		

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
消防局	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱所の開始等に関する手続(火災予防条例第76条)	開始	○		○	全域	・開始する場合	開始前	各消防署予防課指導担当 消防出張所	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(建築物等の所在地を所管する消防署) http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/18svosyo/	
		変更	○		○	全域	・変更する場合	変更前			
廃止		○		○	全域	・廃止する場合	廃止前				
	火を使用する設備等の設置等に関する手続(火災予防条例第74条)	火を使用する設備、電気設備等を設置する場合は、事前に届け出て、検査を受ける	○		○	全域	・火を使用する設備、変電設備、発電設備、蓄電池設備、燃料電池発電設備の設置	設置の5日前まで	各消防署予防課査察担当 消防出張所 (燃料電池発電設備設置(変更)届出書は各消防署予防課査察担当に限りません。)	建築物等の所在地を所管する消防署又は消防出張所	各消防署は上記参照 (消防局指導課 045-334-6643~6)
経済局	大規模小売店舗の新設、変更の届出手続(大規模小売店舗立地法、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱)	・開店や変更は届出から8ヶ月の制限あり。 ・新設と一定の店舗面積となる変更は早期情報提供(出店概要書の早期提出と事前説明会等の開催)が必要。	○		○	全域	・大規模小売店舗(小売店舗面積が1千㎡超)の新設、施設配置・運営方法の変更。 ・早期情報提供は、新設する場合と、店舗面積の増加又は建替えて6千㎡以上又は2倍以上の店舗面積に変更する場合。	早期情報提供の出店概要書提出は、建築確認申請の3ヶ月前又は届出の3ヶ月前	経済局 商業振興課	⑥関内中央ビル5階	045-671-2598
	横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準	・工業地域等の生産環境の保全 ・市民の安全な居住環境の確保	○			工業地域 準工業地域	敷地面積が500㎡以上の共同住宅・寮等の新築を行う場合	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の概ね3ヶ月前	経済局 ものづくり支援課	⑥関内中央ビル5階	045-671-2597
	工場立地法	工場の新設・増設に対する届出義務(内容:生産施設面積割合の規制、緑地・環境施設等の設置義務)	○			全域	・生産施設建て替え ・緑地面積、環境施設面積の変更 ・敷地面積の変更など 【対象事業者】 製造業、電気・ガス・熱供給業者で、かつ敷地面積9千㎡又は建築面積3千㎡以上の工場	着工の90日前(申請により30日まで短縮可能)	経済局 企業誘致・立地課	⑥関内中央ビル5階	045-671-2590
健康福祉局	横浜市福祉のまちづくり条例に基づく協議(建築物以外)	道路(立体横断施設)、公園、公共交通機関の施設に関する事前協議・完了届出	○	○	○	全域	指定施設である道路(立体横断施設)、公園、公共交通機関の施設を新設又は改修する場合	工事に着手しようとする日の30日前	健康福祉局 福祉保健課	①市庁舎7階	045-671-2387

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
健康 福祉 局	墓地等の経営、変更許可(墓地、埋葬等に関する法律)	墓地、納骨堂の経営、変更の許可	○	○	○	全域	墓地等の経営、変更	計画説明概要報告書の提出の翌日から30日以降(ただし、紛争の解決の申出がなされた場合にあっては、紛争の調整又は調停の終了後)	健康福祉局 生活衛生課	関内駅前第二ビル4階	045-671-2458
	住宅宿泊事業(民泊)の届出(住宅宿泊事業法)	住宅宿泊事業(民泊)の届出			○	全域	住宅宿泊事業(民泊)の届出	事業開始前	健康福祉局 生活衛生課	関内駅前第二ビル4階	045-671-2447
港湾 局	臨港地区内行為届出(港湾法第38条の2)	臨港地区内で一定規模以上の工場または事業場の新設や増設を行う場合の届出	○			臨港地区	床面積の合計が2,500㎡以上又は敷地面積が5,000㎡以上	工事に着手しようとする日の60日前	港湾局 管財第一課	産業貿易センタービル5階	045-671-7083
	横浜港臨港地区内の構築物建設届(横浜港臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例)	臨港地区内での構築物建設において区分用途に基づく用途制限	○			臨港地区	全ての建築行為	建築確認申請の前	港湾局 管財第一課	産業貿易センタービル5階	045-671-7083
	横浜港臨港地区内の構築物建設許可申請(横浜港臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例)	臨港地区内での構築物建設において区分用途に基づく用途制限上、適合構築物ではないが、公益上やむを得ないと認められる場合	○			臨港地区	条例上の適合構築物ではないが、公益上やむを得ないと認められる場合	建築確認申請の前	港湾局 管財第一課	産業貿易センタービル5階	045-671-7083
	みなと色彩計画事前協議(みなと色彩計画事務取扱要綱)	横浜港における建築物の建築行為又は塗装行為についての色彩指導	○	○	○	みなと色彩計画区域(うち新港地区) みなと色彩計画区域(うち新港地区以外)	みなと色彩計画区域(横浜港臨港地区と、これに隣接するみなとみらい21地区、金沢海の公園地区、金沢工業団地地区等)での建築物及び工作物の新築、改築及び塗装行為(外壁等の模様替えを含む。)	当該工事の前	港湾局 賑わい振興課	産業貿易センタービル5階	045-671-2888
									港湾局 管財第一課	産業貿易センタービル5階	045-671-7083
	景観計画区域内の届出	景観計画に基づく行為の届出	○		○	みなとみらい21新港地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・特定照明(ライトアップ)※一部	工事着手の31日前まで	港湾局 賑わい振興課	産業貿易センタービル5階	045-671-7342
都市景観協議	地区の景観形成の方針、行為指針に関する事前協議	○		○	みなとみらい21新港地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・屋外広告物の表示等 ・特定照明(ライトアップ)	設計の早い段階(計画立案時)	港湾局 賑わい振興課	産業貿易センタービル5階	045-671-7342	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
こども 青少年 局	横浜市大規模共同住宅 の建築等に際する保育 施設等の設置の協力要 請に関する要綱	マンション等を開発する場 合に保育施設等の設置に ついて協力を要請する制 度	○	○		全域	200戸以上の大規模マンションを開発 する場合	各種法令手続の 6か月前	保育対策課	関内新井ビル5 階	045- 671-4220
						待機児童対 策重点地域	待機児童対策重点地域で①50戸以 上200戸未満の共同住宅、②1フロア 100㎡以上のテナントを保有するビル				
市民局	住居表示	住居表示制度に関するこ と			○	住居表示実 施地区			市民局 窓口サービス課 住居表示担当	⑦横浜関内ビル	045- 671-2321
		住居番号の設定手続			○	住居表示実 施地区	家屋の建築	建築物を新築等 した際	各区役所戸籍課登 録担当	区役所一覧(代表)	
教育委員 会事務 局	集合住宅等建設計画 届出書の提出(マンショ ン等集合住宅建設にか かる事前協議要領)	児童・生徒数の急増の原 因になるものについて、学 校の受入対策の検討調整 を行うための情報提供及 び事前協議	○	○		全域	原則50戸以上(戸建住宅は30戸以 上)の住宅建設計画のうち、2DK以 上のファミリータイプのもの	計画立案段階	教育委員会 学校計画課	⑤関内駅前第 一ビル3階	045- 671-3252
	現地確認調査依頼書 の提出(横浜市文化財 保護条例)	埋蔵文化財包蔵地内にお ける開発及び事業計画の 把握	○	○	○	全域	土地形質の変更、建築物の建築、工 作物の建設等	建築確認申請の 前や建築基準法 等に基づく許可 申請の前	教育委員会 生涯学習文化財課	⑤関内駅前第 一ビル4階	045- 671-3284
	埋蔵文化財発掘の届 出(文化財保護法)	埋蔵文化財包蔵地内にお ける土木工事等のための 届出	○	○	○	全域	土地形質の変更、建築物の建築、工 作物の建設等	工事着手しようと する日の60日前 まで	教育委員会 生涯学習文化財課	⑤関内駅前第 一ビル4階	045- 671-3284
水道局	管路情報閲覧システム による管路情報の提供	道路に埋設されている水 道管(公設管)の情報の閲 覧	○	○	○	全域			管路情報閲覧コー ナー (水道局 配水課)	⑥関内中央ビ ル1階	045- 331-6520
									担当行政区所管の 水道事務所	別紙1若しくはホームページを参 照下さい。(担当行政区所管の水 道事務所) http://www.city.yokohama.lg.jp/suidou/kouji/mizu-maisetu/kanro.html	
交通 局	横浜市営地下鉄の近 接で行なわれる建築工 事等の協議		○	○		横浜市営地 下鉄沿線	建築物の解体、新築等	計画立案段階で 打合せ	交通局工務部 施設課	西区花咲町 6-145 横浜花咲ビル 6F	045-326-3877

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
各区 役所	興行場の営業許可(興 行場法)	映画館、劇場等の営業の 許可	○		○	全域	興行場の営業	施設完成時	各福祉保健セン ター 生活衛生課	別紙1若しくは下記ホームペー ジを参照下さい。(各福祉保健セン ター生活衛生課一覽) http://www.city.yokohama.lg.jp/ke nko/public-hygi/public- health/jusuiso/html/center.html * 事前相談を各福祉保健セン ターで行なっていますので、事前 にご相談下さい。	
	旅館業施設の事前審 査(旅館業施設の設置 等に関する事前手続き 要綱)	旅館業施設の外観等の基 準の審査、周辺の学校等 への意見照会	○		○	全域	旅館業施設の建築又は外観変更等	建築確認申請の 前			
	旅館業の営業許可(旅 館業法)	ホテル、旅館等の営業の 許可	○		○	全域	旅館業施設の営業	施設完成時			
	公衆浴場の営業許可 (公衆浴場法)	公衆浴場(銭湯、サウナ 等)の営業の許可	○		○	全域	公衆浴場の営業	施設完成時(一 般公衆浴場の許 可申請は、建築 工事着手前)	各福祉保健セン ター 生活衛生課	別紙1若しくは下記ホームペー ジを参照下さい。(各福祉保健セン ター生活衛生課一覽) http://www.city.yokohama.lg.jp/ke nko/public-hygi/public- health/jusuiso/html/center.html	
	理容所・美容所の開設 届出(理容師法、美容 師法)	理容所、美容所の開設前 の届出	○		○	全域	理容所、美容所の開設	施設完成時			
	クリーニング所の開設 届出(クリーニング業 法)	クリーニング所の開設前 の届出	○		○	全域	クリーニング所の開設	施設完成時			
	動物取扱業の営業の 登録(動物の愛護及び 管理に関する法律)	動物取扱業の営業の登録	○			全域	動物取扱業の営業	施設完成時			
	特定建築物の事前指導 (建築物衛生法(ビル管 理法)・横浜市特定建築 物事前指導に関する事 務手続き要領)	建築基準法第93条第5項 の規定に基づき、特定建 築物の衛生的な維持管理 に適した構造設備を確保 する	○			全域	特定建築物(多数の人が利用する延 床面積が3,000㎡以上の事務所、店 舗、ホテルなどの建築物)の建築	建築確認申請の 前			
	特定建築物の使用開始 (建築物衛生法(ビル管 理法)・特定建築物の届 出等事務取扱要綱)	竣工後、特定建築物の使 用開始届	○		○	全域	特定建築物の使用開始	使用開始後、1月 以内			
	受水槽施設等の事前 指導(横浜市受水槽等 事前指導に関する事務 手続き要領)	「受水槽等給水設備の設 計、施工に関する衛生上 の指導指針」にそって、受 水槽等施設の設置計画に 対して事前に指導	○			全域	受水槽施設設置の計画	建築確認申請の 前			
「横浜市建築物シックハ ウス対策ガイドライン」に 関する相談	シックハウス症候群による 健康被害防止のための取 組	○			全域	保育所・幼稚園・福祉施設・学校等、 多数の市民が利用する建築物の建 設(新築・改築・改修等)	-				

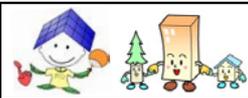
	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口			
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話	
外部 機関等	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法 律の許可		○	○	○				神奈川県横浜川崎 治水事務所	西区岡野 2-12-20	045- 411-2500(代表)	
	電気事業法(高压線下 の建築制限)		○	○					東京電力 (鶴見・横浜・藤沢各 支社)	神奈川カスタ マーセンター	0120-99-5772 045-394-2176	
	ガス事業法(ガス本管 埋設状況確認等)		○	○					東京ガス株式会社	Fax 03- 5400-3174	0570-002211 03-5400-3173	
	鉄道近接敷地で工事を 行う場合等の協議	JR東日本		○	○		JR東日本 沿線			東日本旅客鉄道(株)	横浜保線技術 センター	045-461-6628
		JR東海(東海道新幹線)		○	○		新幹線沿線			東海旅客鉄道(株) 新横浜保線所	港北区新横浜 1-8-2	045-475-0716
		京浜急行線(京急)		○	○		京急沿線			京浜急行電鉄(株)	京急案内セン ター	045-441-0999
		相模鉄道線(相鉄)		○	○		相鉄沿線			相模鉄道(株)	お客様セン ター	045-319-2111
		東急東横線		○	○		東横沿線			東京急行電鉄(株) 鉄道事業本部土木	世田谷区奥沢 3-47-17	03-5754-0205
		みなとみらい線		○	○		みなとみら い線沿線			横浜高速鉄道(株) 財務課	中区元町1-11	045-664-1622
		シーサイドライン		○	○		シーサイ ドライン沿線			横浜新都市交通(株) 技術部工務課	金沢区幸浦2- 1-1	045-787-7011
	横浜市営地下鉄		○	○					P 22 交通局参照			
	国道境界(査定・占用許 可)			○	○					国土交通省 関東 整備局 横浜国道事務所	神奈川区三ツ 沢西町13-2	045- 311-2981(代表)
	風俗営業法			○		○				各所轄警察署		
	大規模建築物の駐車 施設 県警協議			○						神奈川県警本部交 通規制課 道路協議担当	中区海岸通2 丁目4番	045- 211-1212(代表)
電波法の手続(高さ31m を超える建築物・工作 物)			○		○				総務省 関東総合 通信局	東京都千代田 区九段南1-2- 1	03-6238-1763	
県の管理する河川の占 有許可書			○	○	○	県の管理す る河川占有 許可			神奈川県横浜川崎 治水事務所	西区岡野 2-12-20	045- 411-2500(代表)	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
外部 機 関 等	国有地(青地・里道・畦 畔等)の境界確定・購 入手続き		○	○					財務省 関東財務 局 横浜財務事務所	中区北仲通5- 57 横浜第2合同 庁舎12階	045- 681-0931(代表)
	特定開発事業温暖化 対策計画書制度		○	○					神奈川県庁 環境 農政局環境部 環 境計画課(計画書 審査グループ)	中区日本大通 1 新庁舎3階	045- 210-4083

各区問合せ先一覧

別紙1

区名	消防署	福祉保健センター 生活衛生課	土木事務所	資源循環局事務所	水道局水道事務所	区役所総務課
鶴見	045-503-0119	045-510-1845	045-510-1669	045-502-5383	045-521-2321	045-510-1656
神奈川	045-316-0119	045-411-7143	045-491-3363	045-441-0871	045-521-2321	045-411-7004
西	045-313-0119	045-320-8444	045-242-1313	045-241-9773	045-252-9001	045-320-8310
中	045-251-0119	045-224-8339	045-641-7681	045-621-6952	045-252-9001	045-224-8112
南	045-253-0119	045-341-1192	045-341-1106	045-741-3077	045-252-9001	045-341-1224
港南	045-844-0119	045-847-8445	045-843-3711	045-832-0135	045-833-7491	045-847-8315
保土ヶ谷	045-334-6696	045-334-6363	045-331-4445	045-742-3715	045-252-9001	045-334-6226
旭	045-951-0119	045-954-6168	045-953-8801	045-953-4811	045-363-1541	045-954-6007
磯子	045-753-0119	045-750-2452	045-761-0081	045-761-5331	045-833-7491	045-750-2312
金沢	045-781-0119	045-788-7873	045-781-2511	045-781-3375	045-833-7491	045-788-7706
港北	045-546-0119	045-540-2373	045-531-7361	045-541-1220	045-531-4181	045-540-2206
緑	045-932-0119	045-930-2368	045-981-2100	045-983-7611	045-974-2331	045-930-2208
青葉	045-974-0119	045-978-2465	045-971-2300	045-975-0025	045-974-2331	045-978-2211
都筑	045-945-0119	045-948-2358	045-942-0606	045-941-7914	045-531-4181	045-948-2212
戸塚	045-881-0119	045-866-8476	045-881-1621	045-824-2580	045-871-6461	045-866-8307
栄	045-892-0119	045-894-6968	045-895-1411	045-891-9200	045-871-6461	045-894-8312
泉	045-801-0119	045-800-2452	045-800-2532	045-803-5191	045-363-1541	045-800-2309
瀬谷	045-362-0119	045-367-5752	045-364-1105	045-364-0561	045-363-1541	045-367-5611



横浜市建築局 案内図 H30.4

建築局は②JNビルと③関内トーセイビルⅡに分かれています。



<p>① 横浜市庁舎 (横浜市中区港町1-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市民局 1階 市民情報センター (都市計画図等の販売) ◇財政局 4階 管財課 (公有地の拡大の推進に関する法律に係る届出・申出の受付) ◇都市整備局 6階 景観調整課 (屋外広告物条例の許可) 都心再生課 (山手地区景観風致保全要綱等) 企画課 (国土法等)、都市交通課 (駐車場対策等) * 地区別 1. 地区計画・建築協定・街づくり協議地区 2. 景観法・景観条例 <p>都心再生課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関内・関外・横浜駅周辺等 2. 関内地区 <p>みなとみらい21推進課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. みなとみらい21地区 2. みなとみらい21中央地区 <p>青葉区 区政推進課 (青葉区役所)</p> <p>地域まちづくり課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記以外の地区ルール <p>市街地整備推進課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記以外の地区整備 <p>港湾局 賑わい振興課 (産業貿易センター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. みなとみらい21新港地区 <p>景観調整課</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 上記以外の地区 <ul style="list-style-type: none"> ◇都市整備局 7階 防災まちづくり推進課 (建築物不燃化推進事業補助) ◇健康福祉局 7階 福祉保健課 (福祉のまちづくり条例 (建築物以外)) 	<p>② JNビル (中区相生町3-56-1)</p> <p>1F: スルガ銀行</p>	<p>③ 関内トーセイビルⅡ (中区住吉町4-45-1)</p> <p>④ 松村ビル (中区住吉町1-13)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇資源循環局 6階 業務課 (ごみ集積場所) 8階 産業廃棄物対策課 (建設リサイクル法の届出) 一般廃棄物対策課 (事業用大規模建築物の廃棄物等保管場所の届出、浄化槽設置基準等) <p>⑤ 関内駅前第一ビル (中区真砂町2-12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇教育委員会事務局 3階 学校計画課 (集合住宅等建設計画等届出の提出) 4階 生涯学習文化財課 (埋蔵文化財) <p>⑦ 横浜関内ビル (中区港町2-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇道路局 5階 横浜環状北西線建設課 (高速横浜環状北西線の整備等) 6階 建設課 (事業中の都市計画道路の整備等 (横浜環状北西線建設課の主管に属するものを除く)) 7階 横浜環状道路調整課 (高速道路の事業等 (横浜環状北西線建設課の主管に属するものを除く)) 8階 企画課 (未整備の都市計画道路の整備予定等)
<p>⑥ 関内中央ビル (中区真砂町2-22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇CERTE側 ◇道路局 2階 道路調査課 (道路台帳) 路政課 (道路認定) 4階 河川管理課 (水路の廃改) ◇水道局 1階 管路情報閲覧コーナー ◇経済局 5階 企業誘致・立地課 (工場立地法) ものづくり支援課 (工業地域等共同住宅建築指導基準) 商業振興課 (大規模小売店立地法) ◇市庁舎側 ◇環境創造局 3階 地籍調査課 4階 農政推進課 (生産緑地) 6階 緑地保全推進課 (特別緑地保全地区) みどりアップ推進課 (緑化協議等) 環境エネルギー課 (再エネ検討等) 経理経営課 (雨水等利用) 7階 管路保全課 (下水道台帳) 8階 水・土壌環境課 (土壌汚染等) 大気・音環境課 (石綿・騒音・振動等) 環境管理課 (指定事業所等) 環境影響評価課 (環境アセスメント) 		